

立命館大学 人を対象とする生命科学・医学系研究に係る
研究者等に対する教育・研修に関する手順

1. 目的

本手順書は、立命館大学（以下、「本大学」という）における「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下、「指針」という）の研究者等に対する教育・研修に関する手順を定めることを目的とする。

2. 教育・研修の受講内容

(1) 指針に基づく研究を実施する場合

立命館大学に所属する研究者等は研究の実施に先立って、大学が倫理審査委員会の意見を聴いて決定した教育・研究の教材を受講する。また研究期間中も年1回程度受講する。

立命館大学に所属しない研究者等は研究の実施に先立って、所属機関の長が指針に基づき措置した教育・研究の教材を受講する。また研究期間中も年1回程度受講する。

ただし、多機関共同研究においては、共同研究機関やその倫理審査委員会が求める教育・研修を受講することもできる。

(2) 指針に基づかない研究を実施予定で、医学系倫理審査委員会に審査を求める場合

立命館大学に所属する研究者等は、大学が倫理審査委員会の意見を聴いて決定した教育・研究の教材の受講を強く推奨する。

他機関の研究者が共同研究者として倫理審査申請に加わる場合は、当該研究者の所属機関の定めに従うものとする。

附則

本手順書は、2022年10月25日から施行し、2022年4月1日から遡及適用する。

以上